

資料 17 統一応募用紙の意義について

公正な採用選考と統一応募用紙

大阪府では、これまでから大阪労働局とともに就職差別解消施策を推進し、一定規模の事業所に対して「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、推進員に対する研修等を実施しています。

厚生労働省による調査では、就職後 3 年以内の離職率は、令和 4 年 3 月の中学校卒が約 54%、高校卒が約 38%となっており、中・高校生の就職指導は、より丁寧さが求められています。ここ数年の中学校卒業者の就職率は 1%に満たず、高くはありませんが、子どもたちが将来就職を考える時に自分の意欲・適性・能力を活かそうとする態度の育成や、自他の人権を大切にすることは、子どもたちの社会的・職業的自立に向けて、きわめて重要なことです。

日本国憲法の理念 日本国憲法第 14 条には『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的、または社会的関係において差別されない』と示されています。また、同第 22 条には、『何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する』とあり、自分の考えや信条に従い、自由に進路の選択ができます。職業安定法第 3 条には『何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について差別的取扱を受けることがない。』とあり、本人の資質、能力以外の面で雇用の決定がなされることが無いよう、各種法令で定められているところです。

応募用紙（社用紙）から自他の人権を考える 昭和 40 年代まで採用選考の際に使われていた応募用紙（社用紙）は現在のような統一応募用紙ではなく、企業によって様々でした。記入項目の中には、差別選考につながる様々な項目を設けるなどの問題がある応募用紙もありました。どのような項目を記入することになっていたのか、その一例をワークシート①②で取り上げています。活動を通して、統一応募用紙の意義とともに自他の人権について考えましょう。

指導案 あなたは書ける？「〇〇商事 応募用紙」【ワークシート①、②】

	学習活動	指導上の留意点と支援
導入	【ワークシート①】 就職を希望する「〇〇商事」の採用に応募するという設定で、「〇〇商事 応募用紙」に自分のことを記入する。	<ul style="list-style-type: none"> 書けない所、書きたくない所は空欄でよいことを伝える。 記入内容には、個人情報等が含まれるので、個人作業とし取扱いに注意する。
展開	「〇〇商事 応募用紙」を実際に書いてみて、書けなかった項目、書きたくなかった項目について考える。 【ワークシート②】 <ul style="list-style-type: none"> 30 の質問事項に対して、会社に必要の人材を採用するために、その項目を聞くことが「はたして必要？」かどうかを個人で考えて記入する。 (○…必要、×…不必要、△…わからない) 30 の質問項目から、必要と思う項目を個人で 10 個に絞り、※欄にレ印を記入する。 班で相談して 10 個に絞る。 班の相談結果と、その理由についてクラス全体に発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 書けなかった理由、書きたくなかった理由をしっかりと考えられるようにする。 友だちの多様な角度からの意見を聞くことで、気づきや考えを深められるようにする。
まとめ	本時をふり返って、意見や感じたことを交流する。	<ul style="list-style-type: none"> 本人に責任のないことで、その人を判断することの不当性、誤りに気づくことができるようにする。

※実施にあたっては、外国籍の生徒や父また母がいない生徒など、さまざまな状況の生徒へ配慮するとともに保護者との連携を密にすることが大切です。

ワークシート① 「〇〇商事 応募用紙」

あなたはかねてから就職を希望していた「〇〇商事」の採用に応募することになりました。

「〇〇商事」に提出する応募用紙に必要事項を記入してください。

履 歴 書				写 真 ・30×40mm ・6ヶ月以内撮影 ・上半身制服脱帽	得意な科目		不得意な科目	
ふりがな		性別			性格の長所		性格の短所	
本人名前					愛読書		購読新聞	
生年月日					尊敬する人物			
ふりがな		本人との続柄			支持政党		信仰宗教	
保護者名前		印		友人名前		交友関係	男 女 人 人	
本籍地	府 県	市 郡	町	番地				
現住所	府 県	市 郡	町	番地				
年月日		学 歴 ・ 職 歴						
年月日		資 格						
趣味・特技								
クラブ活動								
住居の実態	持家 ・ 借家		居住地付近の地図					
家庭の収入	年収 円							
資産	家屋 (坪) 田 (反) 畑 (反) 山林 (町)							
上記の記載に誤りがあった場合は採用を取消されても異存ありません								
保護者名				印				

ワークシート② 「〇〇商事 応募用紙」の質問項目 (抜粋)

応募用紙に記入した後、各項目について感じたことを交流しましょう。

質 問 項 目	必要度 ○×△	※	質 問 項 目	必要度 ○×△	※
1 あなたの名前			16 支持している政党名		
2 あなたの性別			17 あなたの信じている宗教		
3 あなたの生年月日			18 あなたの友人の名前		
4 保護者の名前・続柄			19 あなたの交友関係		
5 あなたの国籍・本籍地			20 会社内の知人・先輩の名前		
6 あなたの現住所			21 あなたが志望した理由		
7 あなたの学歴・職歴			22 あなたの希望の職種		
8 あなたが持っている資格			23 あなたの家族構成		
9 あなたの趣味・特技			24 家族の勤めている会社名		
10 あなたの所属していたクラブ			25 家族の最終学歴		
11 あなたの不得意な科目			26 家族の健康状態		
12 あなたの性格の短所			27 家は持ち家か、借家か？		
13 あなたの愛読書			28 家族の年収		
14 家で読んでいる新聞の名前			29 家や土地などの財産の総額		
15 あなたが尊敬している人物			30 居住地付近の地図		

「統一応募用紙ができるまで」

この項目は必要か？ 自分の希望する会社に就職するために必要な用紙だと言われたら、「空欄があると会社の担当者の人に悪いイメージを与えてしまう」と思い、できるだけきちんと書こうとした生徒がいるのではないのでしょうか。

採用する側にとって、求める人材採用のために、先ほどの応募用紙の項目は、どれも必要な内容だったのでしょうか。

個人の資質や能力と関係のないこと、個人の力ではどうしてもできないことが採用に関係してよいのでしょうか。

新規高卒者の応募用紙は昭和40年代まで、会社独自に作成された社用紙が使われ、その中には「家族構成・職業」はもとより、「家族の死亡状況」や「動産・不動産の資産状況」など、就職差別につながる事項がありました。そして、そのことは、結果として特定の人々を排除することにつながり、実際に就職差別事件が多く発生しました。

以下のような事例も生起しました。

——A社就職差別事件——

1967年、A社をある高校生が受験しました。試験後会社から内申書も筆記試験も面接もよい成績であったと高校に伝えられました。ところが、その後会社の人事担当者が家庭調査を行い、高校生が住んでいる地域の評判が悪いという理由で「そういうところからは彼でなくても採らない」と不採用にしました。

社用紙から統一応募用紙へ こうした様々な就職差別が起きていた状況を背景に、「差別的項目を排除した、統一応募用紙を作成しよう」との動きが1970年頃に近畿地方の各高校で起こり、その結果、1971年「近畿統一応募用紙」が策定され、1973年には「全国統一応募用紙」、さらに市販の履歴書についても1974年に日本工業規格（JIS）の履歴書が大きく見直されました。現在は、大阪府商工労働部や大阪府教育庁などによる「公正採用・雇用促進会議」をはじめ、ハローワークの啓発指導の取組みなどにより、「統一応募用紙」「JIS履歴書」は広く普及しています。

また、厚生労働省では「公正採用選考人権啓発推進員」制度を定め、企業に対し、公正な採用選考システムの確立を図ることを求めており、現在、大阪における公正採用選考人権啓発推進員設置事業所数は約2万事業所に至っています。

≪統一応募用紙≫

履 歴 書		写真をはる位置 (30×40mm)
令和 年 月 日現在		
ふりがな		
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな	〒	
現住所		
ふりがな	〒	
連絡先		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

在籍校	令和 年 月	卒業見込 卒業

職 歴	平成	年 月	
	令和	年 月	
	平成	年 月	
	令和	年 月	
	平成	年 月	

資 格 等	取得年月	資格等の名称
校内外の諸活動		
志 望 動 機	志 望 動 機	希望の職種
備 考		

令和7年度に様式が改訂され、「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分離、「趣味・特技欄」の記載は削除、「志望動機 希望の職種」欄に「アピールポイント」が追記されました。

(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)

参考：「㊦職業相談票 [乙] について」

新規中学校・支援学校中等部卒業者の応募書類については、大阪府では公正採用・雇用促進会議中学校進路保障専門委員会（現在は、公正採用・雇用促進会議中学校・高等学校・他府県関係専門委員会）の協議によって定められた「㊦職業相談票 [乙]」を使用しています。（他府県からの応募書類については、厚生労働省、文部科学省協議のもとに全国的に決められた「職業相談票 [乙]」を使用しています。）

本様式については、令和7年度に上記委員会において改訂されました。改訂様式及び変更内容は以下のとおりです。

1 受付番号		応 募 書 類		写 真 貼 付
		(㊦ 職業相談票 [乙])		
2 (学校名)		ふりがな		
中学校		4 名 前		
3 (安定所名)		5		
公共職業安定所		生年	年	月
		日生	(満	歳)
		月日		
6 現住所	ふりがな			
	ふりがな欄を追加			
		(郵便番号)		
7 学業成績		所見	個人内評価による本人の長所	
教科等		教科名から修正		
必修科目9科目と特別活動・総合的な学習の時間、特別の教科道徳の最大12を記載できるよう行を追加		削除項目		
		・7身体状況		
		・10特技・趣味・運動等		
8 本人のアピールポイント・推薦事由等		11 特記事項		
本人の長所 ↓ 本人のアピールポイントに修正		参考事項から修正		
年		日		
(所在地)		押印削除		
(郵便番号)		(電話番号)		
中学校長				